ミンナノ手デ此ノ手紙ヲ一ケマリモナクシテ
共斗会ヲダンキツカセロ！　下請ノ一度ヲテツハイシロ！
賃銀値下首切反対！　年二回ノ定期昇給ヲセヨ！
六ケ月以上本産ニセヨ！　差別待遇ヲテツハイシロ！
退職手当制定セヨ！

神田通美土代町三ノ一
松口研究所手洗圧本部

（別紙二）　親愛ナル兄弟諸君

会社側ノ不当ナル圧迫ニ対シ我々ハ団結ノ力ヲ以テ闘ヒ抜キ
行ク事ニ決定シ、ソノ第一歩トシテ職場ニ有ル
ソノ不当ナル待遇ノ改善ヲ要求シテ闘ヒ抜キ
ソノ為ニ会社ニ対シ賃銀ノ値上ゲヲ要求シタ。又会社ハ
武田氏ノ御都合ニ対シテハ、ソノ為ニ二ヶ月ニテ
モ、又ソノ為ニ一ケ月ニテモ、ソノ為ニ一週間ニテモ
兄弟！　ソノ為ニ人数ヲ少ナクシテ
ソノ為ニ我々ハ団結ノ力ヲ以テ闘ヒ抜キ
トモニ勝利ノ為ニ

（裏）
て戦ふ事なく、修養を確保する為、
今私達は一致団結して共に修養の為
兄弟！　我々争議団に於ける共に修養の為
争議に於ける修養の為、
修養の為に下さる利益の下に
サア立て！　勝利迄進め！
松口研究所手洗圧
神田、美土代町三ノ一

5.11.12
内務大臣
社会局長官
各庁府県長官

警秘第四〇四六号
昭和五年十一月八日
警視総監　丸山鶴吉

株式会社松口研究所労働争議ニ関スル件（第四報ニ解決）

要旨ニ標記争議ニ関シ社長ノ友人ナル羽場信男ノ調停ニ依リ円満解決セリ

題記争議ニ関シ労資共抗争ノ非ヲ悟リ社長ノ友人ノ調停ニ依リ解決セルカ状況左記ノ通ニ有之

記

一、会社側ニ於テハ争議発生後既報ノ如ク共濟組合（御用組合）

1